

横浜市保土ヶ谷スポーツセンター一定管理者公募に関する質問回答

番号	分類	ページ	項目	質問内容	回答
1	公募要項	3	エ その他の業務(オ)	区が実施する業務への協力について 令和9年度に実施する保土ヶ谷区制100周年に関する取り組みについて、現時点でスポーツセンターが担う役割があればお示ください。	現時点において確定している事項はありませんが、施設内での広報や記念事業における施設の活用を想定しています。 また、スポーツセンター主催のイベント等において、「区制100周年記念」などの冠を付して実施いただくなどのご協力をお願いする可能性があります。
2	公募要項	6	コ 管理口座に	管理口座について、 「1施設当たり1口座を原則とします」と記載がございますが、弊団体は会計システムにより、各施設の事業区分ごとに収入と支出を明確に分けて適切に管理を行っています。この場合、1施設に1口座を設けなくてもよろしいでしょうか。	会計の透明性確保の観点から、原則として施設ごとに1口座を設けるものとします。 ただし、やむを得ない事情により施設ごとに1口座とすることが困難な場合には、各施設ごとの収支管理を厳格に行うことを条件に例外的に認めることがあります。 その際は、事前に区と協議してください。
3	業務の基準	9	(9)スポーツ教室等の提供	書道や工作などの文化系のプログラムサービスを提供する場合、スポーツ教室等に含まれ指定管理事業としてよいのでしょうか。それとも自主事業となるのでしょうか。	開館時間内に実施する場合には、ご認識のとおり、スポーツ教室等に含まれるものとして指定管理事業として取り扱います。
4	業務の基準	16	第3 1 修繕業務・予防保全業務	①修繕履歴 令和4年度から令和7年度に区及び指定管理者が実施された、修繕内容及びその金額をお示ください。 ②修繕計画 ・令和8年度に実施を予定もしくは既に実施した修繕内容とその概算金額をお示ください。 ・1件100万円を超える修繕計画がございましたらお示ください。	修繕内容と金額については別添の資料1「修繕履歴・修繕計画」をご確認ください。
5	業務の基準	19	(3)備品台帳	指定管理者制度における実務手引き、P29「(2) 消耗品の管理」に、「取得価格(消費税込・付随費用を含む。)が10万円未満の物品は、備品の性質を有していても消耗品として扱うことが可能です。」と記載がございます。 備品・消耗品の取得価格の基準があればお示ください。	備品・消耗品の取得価格の基準はございません。 備品は、その性質又は形状を変えずことなく、相当長期間(1年以上)にわたり使用できるものを言いますが、備品の性質を備えていても、100,000円未満であれば消耗品として取り扱うことができます。

番号	分類	ページ	項目	質問内容	回答
6	業務の基準	22	3 自己評価	苦情・要望は、指定管理者の管理運営の改善に向けた重要な指標であると認識しているため、令和4年度から令和8年度までに施設及び区へ寄せられた施設に関する苦情・要望がございましたらお示ください。また、未解決事案がございましたら合わせてご教授ください。	施設に関する苦情・要望について別添の資料2「苦情・要望について」に傾向をまとめましたのでご参照ください。
7	公募要項	18	(4)応募手続について	昨年度の直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類について、株主総会の関係で昨年度分の作成ができない場合、一昨年度から3か年分で問題ないか。	差し支えありません。 ただし、最新の資料が完成し次第、速やかに追加でご提出ください。
8	公募要項	18	(4)応募手続について	履歴事項全部証明書について 6月末に変更事項があり、最新の登記簿を提出することができません。その場合には取得可能な最新の登記簿の提出とさせていただきますのでよろしいでしょうか。	差し支えありません。 ただし、変更後の登記事項証明書については、登記完了後、速やかに追加でご提出ください。
9	公募要項	2	(3)イ 施設の維持管理に関して行わなければならない業務	施設の維持管理に関して行わなければならない業務の費用算出のため、機器更新等が反映されている、設備台帳または各機器のメーカー一覧を開示して頂きたい。	施設設備の内容、状態等については、別添の資料3「設備台帳」をご確認ください。(※掲載期間：令和8年6月11日(木)から6月16日(火)まで)

番号	分類	ページ	項目	質問内容	回答
10	公募要項	2	(3)イ 施設の維持管理に関して行わなければならない業務	施設の維持管理に関して行わなければならない業務の費用算出のため、指定管理者から再委託している再委託先を開示頂きたい。	委託内容については別添の資料4「再委託内容」の通りです。なお、再委託先の具体的な事業者名については、現指定管理者のノウハウに関わる情報であるため開示していません。
11	業務の基準	18	2 清掃業務	現状の外窓清掃時の清掃方法について、ご教示ください。屋上からのブランコを使用した清掃に必要な固定可能な設備があるか。	屋上からのブランコを使用した清掃に必要な固定可能な設備はありません。
12	業務の基準	19	5 外構・植栽管理業務	5外構・植栽管理業務について、植栽管理対象範囲および種類・本数・高さ等仕様を開示頂きたい。	特に図面は無く、指定管理者が実情に合わせて管理しています。植栽管理対象範囲は別添の資料5「植栽管理箇所」の通りです。種類、本数、高さについても指定はありませんのでそれも含めて提案としてください。
13	公募要項	6	(5) リスク分担	現在発生している、第一体育室の天井パネル落下について、次期指定管理期間まで、第一体育室の漏水対策工事・天井パネル復旧工事が施工し室内への立入りが不可能な場合、維持管理運営費用等の指定管理料の減額・返還の可能性はあるか。	当該工事期間中における指定管理料の減額または返還は、現時点では予定していません。
14	公募要項	18	(4)応募手続について	<p>会社決算の関係上、株主総会での承認後に、事業計画・収支予算、決算報告の確定となります。そのため、以下書類については提出日に直近年度分が間に合わない可能性があります。その場合、各書類において1年遡っての提出でよろしいでしょうか。</p> <p>ク 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書 ➡ 令和7年度分 並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式自由) ➡ 令和6年度分</p> <p>ケ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類 ➡ 令和4～6年度分</p>	<p>やむを得ない事情により、提出日時時点で直近年度の書類が確定していない場合は、原則として、確定している直近の年度(1年遡ったもの)をご提出いただいで差し支えありません。</p> <p>なお、その場合は、直近年度分が未確定である理由を簡潔に付記してください。また、当該年度分の書類が確定後、速やかに提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p>

番号	分類	ページ	項目	質問内容	回答
15	公募要項	17	評価基準項目	評価基準の10加減点項目のうち、(3)第4期の管理運営の実績(第4期の指定管理者のみ)において、今回選定においてはどの程度の加減点を予定しているのでしょうか。	現指定管理者の運営実績に応じて、マイナス5点からプラス10点の範囲で採点を行います。
16	公募要項	13	(3)ア 審査方法	面接審査(二次審査)では、プレゼンテーション・質疑の時間はそれぞれどのくらい予定されているのでしょうか。また、プロジェクター・スクリーン等の使用や、スクリーン上に投影する資料の配布は可能でしょうか。	原則プレゼンテーション15分、質疑応答15分間の計30分を予定していますが、応募者数により変更する場合があります。プロジェクター・スクリーン等については区で用意します。また、資料の配布は可能です。
17	公募要項	18~19	(4)応募手続について	シ 労働保険(労災・雇用)の加入を確認できる書類※4 ス 健康保険の加入を確認できる書類※4 セ 厚生年金保険の加入を確認できる書類※4 これまでは持ち株会社からの出向という形をとっていたため、上記3点の保険に加入をしておりませんでした。今年度7月に加入を予定しています。ただし、加入を確認できる書類の用意が、応募書類の受付期間である7/6には間に合わない可能性があります。その場合は後日提出という形でも宜しいでしょうか。	原則として、応募書類の受付期間内に提出が可能な範囲で書類をご提出いただく必要がありますが、ご事情のとおり、加入手続きの時期との関係で提出が間に合わない場合については、後日提出として差し支えありません。なお、その場合は、提出時点で未加入である理由および加入予定時期(本年7月中予定等)を明記するとともに、加入手続き完了後、速やかに加入を確認できる書類をご提出ください。
18	公募要項	5~6	キ 賃金水準の変動への対応	・賃金水準スライドや物価変動においては、当年度及び翌年度の指定管理料に反映するとあります。令和9年度以降、毎年人件費や光熱水費等の費用は増額が見込まれます。ただし、賃金水準スライドや物価変動における増額費用は、毎年見直しを図るため、様式20、21収支計画を作成するにあたって、5年間(R9~13年度)の収支予算書には、賃金・物価変動分を見込まない金額で提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式20・21の収支計画(令和9~13年度)については、賃金水準スライドおよび物価変動による増額分は見込まず、作成時点の水準に基づく金額で作成してください。なお、賃金水準スライドや物価変動による指定管理料の増減については、各年度ごとに別途見直しを行い、指定管理者と区で協議の上、当年度及び翌年度分に反映する取扱いとします。